# 第３期　北海道自転車利活用推進計画（素案）概要

～『高まる安全性！深まる安心感！広がる自転車∞北海道！！』～

資料　２

## Ⅰ　はじめに

### 1　策定趣旨

○　通勤や通学、買い物など、日常生活の身近な交通手段として利用されてきた自転車は、近年の社会環境の変化に伴い、その果たす役割が一層広がっており、特に、環境負荷の低減や健康増進、観光振興に加え、災害時の移動手段としての有効性が高まっている。

○　令和４年度及び６年度の道交法改正で、自転車乗車用ヘルメット着用努力義務化や、ながらスマホ、酒気帯び運転などに対する罰則規定が整備されるなど、自転車の安全利用をめぐる規範も新たな段階を迎えた。

○　道内では令和３年の「トカプチ４００」のナショナルサイクルルートへの指定や、自転車通行空間の整備も進められており、観光振興の観点からも自転車の価値が
注目されている。

○　社会環境の変化や本道の特性を踏まえ、道民一人ひとりが安全で安心して自転車を利用できる社会の実現に向け、幅広い自転車関連施策を総合的かつ計画的に推進するため、本計画を策定。

### 2　推進期間

策定時から令和12年度（2030年度）まで

### 3　本計画の位置づけ

「自転車活用推進法」第10条の規定に基づく、都道府県自転車活用推進計画として策定

## Ⅱ　自転車を取り巻く環境と課題

### 1　自転車を取り巻く環境

（１）自転車の利用状況、ヘルメット着用状況及び損害賠償保険の加入状況

・日常生活における交通手段では、自転車の利用率は全国平均を下回っている
・ヘルメットの着用率、損害賠償保険の加入率は、全国平均を下回っている

（２）道路交通法改正

・乗車用ヘルメットの着用が義務付けられた（努力義務）
・運転中のながらスマホが罰則の対象となった
・酒気帯び運転及び幇助に対して新たに罰則が整備された

（３）安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン改定

・面的な自転車ネットワーク計画の作成方法などが示された
・自転車通行空間設計の考え方などが示された

（４）「トカプチ400」ナショナルサイクルルートに指定、アドベンチャートラベルの推進

・十勝平野のサイクリングルートがナショナルサイクルルート指定
・ATWS2023（サイクリングを含む体験ツアー）の開催

## 2　自転車利活用のさらなる発展を目指すための課題

（1）安全に自転車を利用するための交通ルールと安全教育の徹底

・道交法改正による青切符制度導入に伴う、交通ルールの周知徹底
・小中高生を対象とした自転車交通安全教室と交通ルール教育
・乗車用ヘルメットの着用促進及び小中高生への着用教育

（2）安心して自転車を利用できる通行空間等の整備

・安全な自転車利用を実現するための自転車道を含む通行空間の整備推進、適切な維持管理
・特約を含む損害賠償保険に対する理解促進と認識向上
・自転車損害賠償保険未加入者への保険加入の促進

（3）健康・環境・観光・災害時に資する自転車利用の促進

・健康増進、SDGs達成に貢献する自転車利用の促進
・観光利用を含むシェアサイクルの利用拡大による自転車利活用の促進
・サイクルツーリズムの促進に向けた多角的な取り組みと環境整備の推進
・災害時の対応手段としての活用

# Ⅲ　自転車施策の展開方向

## 1　めざす姿

身近で多くの人が気軽に利用できる交通手段である『自転車』。
安心して走れる道と、みんなで守るルールで安全に、もっと楽しく快適に自転車を利用できる北海道を目指す。
**『高まる安全性！深まる安心感！広がる自転車∞北海道！！』**

## 2　自転車施策の展開方向

| 視点 | 展開方向 |
|---|---|
| 高まる安全性 | 1　安全に自転車を利用するための交通ルールと安全教育の徹底 |
| 深まる安心感 | 2　安心して自転車を利用できる通行空間等の整備 |
| 広がる自転車 | 3　健康・環境・観光・災害時に資する自転車利用の促進 |

| 展開方向１ | 安全に自転車を利用するための交通ルールと安全教育の徹底 |
|---|---|
| 課　題 | ○　自転車に関する交通ルール徹底、安全教育強化が必要<br>○　道交法改正に係る制度の周知が必要<br>○　世代に応じた啓発によるヘルメット着用の定着 |
| 主な取組 | ○　道交法改正に伴う罰則及び交通ルールの周知徹底<br>○　小中高向けの交通安全教室の強化と推進<br>○　ヘルメットの着用促進と習慣化 |

| 展開方向２ | 安心して自転車を利用できる通行空間等の整備 |
|---|---|
| 課　題 | ○　道内市町村の自転車ネットワーク計画の策定推進と、計画に基づく整備・維持管理が必要<br>○　自転車通行空間の整備状況には地域差があり、道と市町村が連携し、面的な自転車ネットワークの整備推進が必要<br>○　自転車損害賠償保険等への加入促進、加入状況把握に向けた周知徹底が必要 |
| 主な取組 | ○　市町村自転車ネットワーク計画策定の促進<br>○　安全で安心な自転車道を含む通行空間の整備推進、適切な維持管理<br>○　損害賠償保険への理解促進と加入促進 |

| 展開方向３ | 健康・環境・観光・災害時に資する自転車利用の促進 |
|---|---|
| 課　題 | ○ 自転車利用促進の環境整備や意識醸成が十分ではなく、利用促進に向けた取組強化が必要<br>○ 運動・レクリエーション目的での利用に対応した環境整備や情報提供など利用者ニーズに応じた取組の強化が必要<br>○ 自転車の環境的な価値や社会的意義についての理解が十分に広がっておらず、日常生活での利用促進に向けた啓発や支援強化が必要<br>○ サイクルツーリズムに係る地域資源の磨き上げと人材育成、広域連携による情報発信の強化が必要<br>○ シェアサイクルの利用環境等に関して地域間格差を是正し、誰もが安心して利用できる環境の整備と、観光資源との連携強化が必要<br>○ 災害時の移動手段として、自転車の有効性周知と具体的な対応の推進が必要<br>○ 道内市町村の自転車活用推進計画の策定状況は低調 |
| 主な取組 | ○ あらゆる世代の健康増進に資する安全で安心な自転車利用の促進<br>○ 環境負荷の低減とSDGs達成に貢献する自転車利用の促進<br>○ 多様なサイクルツーリズム環境の整備と促進<br>○ シェアサイクルの利用拡大による自転車利活用の促進<br>○ 災害時の自転車活用に向けた啓発<br>○ 市町村自転車活用推進計画策定の促進 |

# Ⅳ　施策の推進

## 1　施策推進の考え方

道を中心に多くの推進主体、幅広い分野にわたる自転車関連施策を相互に連携させながら、施策の推進を図る。

本計画は持続可能な開発目標（ＳＤＧs） の推進に資するものであり、北海道ＳＤＧs推進ビジョンの趣旨を踏まえ、本計画における「めざす姿」の実現に向けた取組を展開する。

## 2　施策の推進管理

本計画の関連事業も含む、北海道の施策・事務事業については、北海道政策評価条例に基づくPDCAサイクルに基づく政策評価による推進管理が行われるほか、年度ごとの自転車関連施策の推進状況を取りまとめる。